

返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

当社の紹介により就職した求職者が、入社日以後 6 ヶ月未満に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した手数料から次に定める金額を求人者に返還致します。

- (1) 入社日以後 1 ヶ月未満の場合は、手数料の 100%を返還するものとする。
- (2) 入社日以後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合は、手数料の 50%を返還するものとする。
- (3) 入社日以後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合は、手数料の 20%を返還するものとする。

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は「人材紹介契約書」により別の定めをする場合があります。

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。